

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則ここに公布する。

令和3年12月23日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第31号

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年亀山市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）</p> <p>第10条の2 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、<u>第8条第1項</u>に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に市長の定める基準に適合するように当該勤務を命ずることができない場合とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第20条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間と</p>	<p>（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）</p> <p>第10条の2 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、<u>第8条第1項第2号</u>に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に市長の定める基準に適合するように当該勤務を命ずることができない場合とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第20条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間と</p>

する。

(1) ~ (5) (略)

(5) の 2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年において 5 日 (当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10 日) の範囲内の期間

(6) ~ (22) (略)

2 前項第 5 号の 2 及び第 9 号から第 12 号までの休暇 (以下この条において「特定休暇」という。) の単位は、1 日又は 1 時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数において、1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3 及び 4 (略)

(第 2 章から第 4 章までの規定についての別段の定め)

第 30 条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第 2 条から第 4 条まで、第 5 条第 1 項、第 12 条の 12 第 1 項及び第 3 項並びに第 13 条第 1 項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、市長の承

する。

(1) ~ (5) (略)

(6) ~ (22) (略)

2 前項第 9 号から第 12 号までの休暇 (以下この条において「特定休暇」という。) の単位は、1 日又は 1 時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数において、1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3 及び 4 (略)

(第 2 章から第 4 章までの規定についての別段の定め)

第 30 条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第 2 条から第 4 条まで、第 5 条第 1 項、第 12 条の 13 第 1 項及び第 3 項並びに第 13 条第 1 項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、市長の承

認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、時間外勤務代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、時間外勤務代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

#### 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。